

## ウィズセンター相談窓口から

ウィズセンター一般相談員 永井 律子

「全国の都道府県の児童相談所に司法面接のできる専門家の設置義務の法制を！！」

相談員として仕事をして、7年が過ぎた。年によって多少のばらつきはあるが、年間総相談件数は3000件弱で、その約3割がDV相談。一時保護の施設のない相談機関のため、以前からその傾向はあったが、3～4年前から「モラルハラスメントだと思う」という相談が増えた。

精神的DVの執拗で陰湿な暴力は、被害者の心を深く長くコントロールし、離婚後も相談が継続されるケースも少なくない。その中でも、特に夫が子どもに対して性的虐待をしているが、自覚がなく、離婚時に親権や面接交渉権を要求する場合は、離婚に至るまで長い道のりになる場合が多いようだ。被害に遭った女性が親権を取ることは、比較的容易だが、面接交渉権をゼロにすることが非常に困難なことに、兼ねてから、強い憤りを感じてきた。離婚調停の段階で、被害者が容易に親権や面接交渉権を拒否できるようになれば、被害者の負担は激減すると思う。

そのためには、児童相談所やNPOに司法面接のできる専門家を置いてほしい。もちろん警察にも必要だと思うが、現在の警察の手法では、特に性的虐待の被害者が幼児だった場合、子どもが取り調べを受ける時に、二次被害に遭う可能性がかなり高いのではないと思う。まずは、児童相談所。それが無理なら、同じような機能を行うNPOに設置を急いでほしい。

犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練に取り組んでいる北海道大学教授の仲 真紀子さんと一緒に「司法面接の数が半端なく多い」イスラエルに出かけた精神科医の中野 育子さんの書いた「司法面接と私」というエッセイをインターネットで見つけた。イスラエルの女性研究者が、性的虐待を受けた子どもの予後調査では、「裁判で加害者が有罪になったかどうかよりも、子どもが法廷で証言をしたかどうかで予後が違ふ。法廷に立った子どもの予後は良い」そして、「子どもたちはおとなが思うよりも強い。そのことを信じていいと思う」と言った言葉がとても印象的だったと言う。

保護命令も実際に発令されるかどうかよりも、申し立てをすることで、被害者の回復が助けられる場合がある。

子どもや女性の元々持っている力を信じて、それに寄り添う相談をこれからも続けていけたらと願う。

\*「司法面接」とは・・・司法場面でも活かせる、正確な情報を得ようとする面接法であり、事実をできるだけバイアスのかからないかたちで話してもらうことを目指すもの。